

長浜市週休2日取組指定型工事実施要領(建築系工事版)

(目的)

第1条 建設産業では若手技術者の離職や入職者の減少など担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められている中、令和6年4月からは建設産業においても時間外労働の上限規制が適用され、より一層建設産業を取り巻く状況は厳しい状況にある。このような状況を踏まえ、労働環境改善の一つの方策として、本制度を実施することにより、ワーク・ライフ・バランスの促進と誰もが働きやすい職場環境の実現を目指す。

(概要)

第2条 発注者が、週休2日の取組を指定する「週休2日取組指定型工事」（以下、「週休2日工事」という。）を実施し、週休2日の取組に対する成果に応じて、工事成績評定にて評点を加算するとともに、週休2日の取得に要する費用を計上する。

2 週休2日工事については、発注者が週休2日達成100%に取り組むことを指定する発注者指定方式で行うものとする。対象工事は、長浜市が発注する全ての営繕工事に適用する。ただし、現場条件等により週休2日の実施が困難な工事は対象外とすることができ

(定義)

第3条 「週休2日」の定義は、以下の（１）および（２）の状態をいう。

（１）月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態。

（２）通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態。

2 「現場閉所」の定義は、「巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態」とする。

3 「現場休息」の定義は、「分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態」とする。

4 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日（工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日）までのうち、対象外の期間を除いた期間をいう。

5 対象外の期間は以下の（１）および（２）の期間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。

（１）次に該当する期間を含む週単位の期間とする。

ア 契約日から現場施工に着手するまでの期間（現場に継続的に常駐した最初の日までの期間）

イ 工場製作のみの期間

ウ 工事全体を一時中止している期間

エ 夏季休暇（3日）、年末年始（12月29日から1月3日までの6日間）

（２）次の項目を休暇日に行う場合、その日を含む週単位の期間

ア 緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む。）

イ 天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業
ウ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業

6 「4週8休以上」とは、以下の（１）または（２）の状態をいう。

（１）月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態。なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

（２）通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含むものとする。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（実施方法）

第4条 入札段階（入札公告・通知、特記仕様書等）で、週休2日工事の対象であることを明記する。週休2日は、月単位の週休2日とするが、施工条件、施工場所等により、これによりがたい場合は、発注者が事前に入札公告等により明示を行う。

（１）特記仕様書記載例

本工事は、発注者が工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日（工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日）までのうち、非対象期間を除いた期間において月単位の4週8休以上の現場閉所に取り組むことを指定する週休2日取組指定型工事である。費用の計上等の運用にあたっては、「長浜市週休2日取組指定型工事实施要領（建築系工事版）」により行う。

（２）工事着手前

受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所（現場休息）の予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所（現場休息）の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）の日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。監督職員は、提出された「実施工程表」等により対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認するものとする。また、当該工事が「週休2日取組指定型工事」であることを示す看板を仮囲い等に明示する。

また、本工事が分離発注工事である場合、受注者は、分離発注工事である他工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日等を調整したうえで「実施工程表」等を作成するものとする。

（３）工事実施期間中

ア 当該工事が「週休2日工事」であることを示す看板（以下「週休2日看板」とい

う。)を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。

イ 週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理する。

ウ 週休2日看板のサイズは問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。

エ 監督職員は、必要に応じて実施状況を確認する。

(現場閉所の確認方法等)

第5条 現場閉所の確認方法については、次のとおりとする。

(1) 工事着手前

ア 監督職員は、「現場閉所(現場休息)の予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、月単位の週休2日が確保されていることを確認するものとする。

イ 「対象期間」の設定として、工事着手日および必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定するものとする。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成するものとする。

(2) 工事着手後

ア 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所(現場休息)の予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所(現場休息)の状況を確認するものとする。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行うものとする。

イ 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所(現場休息)の日」が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数を確認するものとする。

ウ 受注者は、監督職員による現場閉所(現場休息)の状況の確認のため「実施工程表」等に「現場閉所(現場休息)の日」を記載し、毎月、監督職員に提出するものとする。

(3) その他留意事項

ア 現場閉所(現場休息)の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努めるものとする。

イ 監督職員は、現場閉所(現場休息)の前日などに、現場閉所(現場休息)中の作業が発生するような指示等は行わないように配慮するものとする。

ウ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施するものとする。

エ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議するものとする。

オ 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所(現場休息)の日」が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数を確認するものとする。

カ 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならない

ないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行うものとする。

(不履行に対する措置)

第6条 施工計画書に記載した工事工程表等が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、発注者からの再三の指示に対しても従う意思が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。また、当初発注において、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数により労務費を補正し予定価格を算出した工事については、達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たないものは、補正係数を通期の週休2日に変更し、補正係数を除して、長浜市建設工事請負契約約款第23条の規定に基づき請負代金額を減額変更するものとする。

(評価)

第7条 現場閉所の実施状況に応じて、工事成績評定により評価を行う。

- 2 受注者は任意様式により現場閉所の実施結果を監督職員に報告し、監督職員とともに当該実施結果を確認する。この報告に基づき、発注者が必要となる費用の計上に関して決定する。
- 3 工期延期等、工期に変更があった場合、対象は変更後の工期とする。
- 4 履行遅延や、工程管理が不良と認められた場合、実施結果にかかわらず、工事成績評定の評価は行わない。

(週休2日の取得に要する費用)

第8条 本実施要領における週休2日の取得に要する費用及び現場閉所の達成状況に応じた費用補正に基づく減額変更に要する費用は、滋賀県ホームページ掲載の「【営繕工事版】週休2日取組促進型工事实施要領」6. 積算方法等(1) 補正方法、及び(2) 単価の補正方法」に準拠して計上するものとする。なお、当初発注における補正方法については、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数により労務費を補正し予定価格を算出するものとする。ただし、上記の積算方法等によりがたい工事においては、費用計上を行わないことが出来るものとし、この場合は、入札段階(入札公告・通知、特記仕様書)で、費用計上の対象外であることを明記するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項は、受発注者間の協議により決定する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日以降に積算業務に着手する工事から適用する。